

加西市監査公表第4号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成28年11月25日付けで提出の
あったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を
同項の規定に基づき公表する。

平成28年12月28日

加西市監査委員 金 澤 栄 一
加西市監査委員 織 部 徹

加 監 第 6 9 号
平成28年12月28日

様

加西市監査委員 金 澤 栄 一
加西市監査委員 織 部 徹

加西市職員措置請求について（通知）

平成28年11月25日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

本件請求の趣旨は次のとおりと解される。

加西市は、ごみ処理について、小野加東環境施設事務組合（以下「事務組合」という。）との広域連携により、従来の市単独運営に比べて年間1億2千万円の効果額があるとして、平成26年度に事務組合に加入した。

一方、請求人が独自に効果検証を行った結果、広域連携による効果額はなく、逆に3千万円近くのマイナス効果額が生じていた。事務組合に加入するメリットがないにもかかわらず事務組合に加入し、平成26年度事務組合負担金1億2,370万7千円を支出している。また、事務組合加入に伴うごみ収集手数料の値下げによる減益分1,772万4千円の徴収も怠っており、加西市長に合計1億4,143万1千円の損害賠償を請求する。

2 却下理由

監査対象事項の損害賠償請求のうち、事務組合加入に伴うごみ収集手数料の値下げによる減益分1,772万4千円は、条例改正により生じたもので、減益分を徴収する根拠法令がなく徴収は不可能であり、法第242条第1項の公金の賦課・徴収を怠る事実には当たらないものとする。

また、監査請求期限について、法第242条第2項で、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」とされている。本件請求の事務組合負担金は平成26年度に支出されており、当該行為があった日からすでに1年の請求期間を経過している。

これに対し、請求人は、本件請求が当該行為のあった日から1年を経過した後になされたことについて、「平成28年6月10日に情報公開で資料を請求したことで初めて解ったことでそれ以外に知る余地はありません。」と、正当な理由があると主張している。

しかしながら、本件請求の支出行為は、秘密裏に行われたものでなく、また、平成26年度加西市会計決算時に情報公開請求等により調査すれば、早期に事務組合加入の効果額を独自検証することができ、その時点で速やかに住民監査請求をすることもできたものとする。したがって、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件請求は、法令の要件を欠いたものであることから却下する。

なお、本件請求は却下するため、綿密な検討は行っていないが、請求人が行った事務組合加入の効果額の検証は、平成25年度と平成26年度の収支決算実績に、加西市クリーンセンターの焼却施設補修費見積書等による見積計算等を加味して行われているものの、単年度の収支実績をベースとし、多額の不確定な見積要素を含んだ計算であり、このような計算結果を基に損害賠償を請求することには、少なからず無理があろう。

このような効果額の検証には、長期間に及び予測される確実性、客観性のある収支データに基づいて厳格な計算を行い比較検討すべきであろうが、損害賠償請求の根拠となりうる正確かつ普遍的な検証結果を得ることは、極めて困難ではないかと考えられる。

また、本件請求は実質的に事務組合加入の当否を問うことにつながるが、事務組合加入は、市長が市議会に諮って決定された市の最高で最終的な意思決定であり、監査対象が財務会計上の行為に限られる住民監査請求において、実質的な事務組合加入の当否の判断を伴う本件請求の審査は、監査委員の職務範囲を越えるものとする。

以上